

既存建築物の耐震診断等の判定 実施要領

(判定の業務)

第1 株式会社ジェイ・イー・サポート(以下「ジェイ・イー」という。)は、既存建築物の地震に対する安全性を検討した耐震診断または地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替の計画(以下「耐震改修計画」という。)について、「建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)」及び同法第4条の規定に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本の方針(平成18年国土交通省告示第184号)」の「(別添)建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」に照らし、妥当性の判定(以下「耐震診断等の判定」という。)を行うものである。

(判定の対象)

第2 判定の対象とする建築物は、現に存在する建築物で高さ60m以下の建築物とする。
2 ジェイ・イーは、自らが耐震診断又は耐震改修計画に関する業務を行った建築物の判定業務は行わない。

(判定の区分)

第3 判定の区分は、次の各号に定めるところによる。
(1) 建築物の現状の耐震診断についての判定(以下「耐震診断判定」という。)
(2) 建築物の耐震改修計画についての判定(以下「耐震改修計画判定」という。)
(3) 建築物の現状の耐震診断及び耐震改修計画についての判定(以下「総合判定(耐震診断・耐震改修計画)」という。)

(判定の申込)

第4 判定を受けようとする場合は、「耐震診断等判定申込書」(様式1)により申し込むものとする。
この場合、「耐震判定用図書作成要領」に定める「耐震診断結果の概要書」又は「耐震改修計画等の概要書」を添付する。

(委員会の設置)

第5 判定を行うためジェイ・イーに「建築物耐震診断・耐震改修計画判定委員会設置要綱」に基づいて、耐震診断・耐震改修計画判定委員会(以下「判定委員会」という。)を設置する。
2 ジェイ・イーは第4の規定に基づく申込に係わる案件について、判定委員会に諮問する。

- 3 判定委員会は、原則として毎月1回開催する。
- 4 判定委員会の審査・判定を効率的に進めるためのワーキング委員会は、第2項の案件に係る調査を行うこととする。
- 5 ワーキング委員会は、原則として2回開催し、第2項の案件について、提出された資料に基づき調査を行う。
- 6 ワーキング委員会は、前項の調査の結果を判定委員会に報告する。
- 7 判定委員会は、前項の報告に基づき、委員の合議により判定を行う。なお、委員は、自ら若しくは所属する法人等が建築主である建築物又は自ら若しくは所属する法人等が設計、工事監理、施工に係る業務を行う建築物の判定には加わらないこととする。
- 8 判定委員会は、前項の判定結果をジェイ・イーに答申する。

(判定書の交付)

第6 ジェイ・イーは、第5の結果を踏まえ、「建築物耐震診断等判定書」を交付する。

(報告)

第7 ジェイ・イーは、必要に応じて、耐震診断等の判定結果を判定に係る建築物の所管行政庁に報告するものとする。

附則 この要領は、平成21年12月21日から施行する。

附則 この要領は、平成25年10月22日から施行する。